

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	岩手県下閉伊郡岩泉町

岩泉町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 岩泉町 農林水産課
所在地 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5
電話番号 0194-22-2111
FAX番号 0194-22-5577
メールアドレス iwaizumi-info@town.iwaizumi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、鳥類（カワウ、カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ）、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	岩手県下閉伊郡岩泉町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	飼料（デントコーン）、野菜（トウモロコシ）、果樹（リンゴ・モモ等）、養蜂等	被害面積 0.60ha 被害額 1,050,000円
鳥類 （カワウ）	放流漁（アユ、ヤマメ、イワナ）	被害額 0円
鳥類 （カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ）	水稻、飼料（デントコーン）、野菜、果樹等	被害面積 0ha 被害額 0円
ニホンジカ	豆類等	被害面積 0.13ha 被害額 20,000円
ハクビシン	野菜、果樹、飼料作物等	被害面積 0.20ha 被害額 202,000円
イノシシ	農産物	被害面積 0ha 被害額 0円

※被害面積及び金額については、被害農家等から報告のあったものを基礎資料としていることから町全体の被害を正確に反映したものではない。計画期間を通じ、被害状況の把握に努める。なお、鳥類の被害は畜舎内の飼料の被害等を記載している。

(2) 被害の傾向

<p>○ツキノワグマ ツキノワグマによる農業被害は、平成9年度以降、増減を繰り返しながら全体として増加傾向にある。 生息状況については、山間部の集落から海岸沿いの集落までの町内全域で目撃情報が寄せられており、年々人里近辺での出没件数が増え続けている。</p> <p>○鳥類（カワウ）</p>

カワウは、平成18年頃に飛来が確認されて以降、急激に飛来数が増加している。繁殖能力が非常に高く今後の被害の拡大が懸念される状況である。

生息状況については、現在のところ小本川及び安家川の比較的川幅のある河川での目撃情報が大半であるが、一部支流でも飛来が確認されており、捕獲により淡水魚への被害の拡大を食い止めている状況である。

○鳥類（カラス・スズメ・キジバト・カルガモ、ヒヨドリ）

カラス等による農業被害は、町内全域で発生しており、特にカラスは、集団での果樹被害や牛や豚等畜産飼料の被害が深刻化している。鳥類による被害は広範囲で、ほぼ同時期（植付時期、収穫時期）に発生している。

○ニホンジカ

ニホンジカによる農林業被害は、令和元年度には町内全域で畑わさびをはじめとする農作物全般で、甚大な被害が発生している。令和2年度は電気牧柵等の対策により被害は激減したが、生息頭数の急増によりハーレムと呼ばれる集団を多く形成しており、町全域で目撃及び被害情報が増加している。

○ハクビシン

ハクビシンによる農業被害は、町内全域で発生しており、家屋への侵入、野菜や果樹等の被害が多く発生している。

○イノシシ

イノシシについて、平成30年に初めて有害捕獲されて以降、町内のほぼ全域で目撃情報が寄せられており、10頭前後の集団での目撃も報告されるなど、生息域を急速に広げている状況である。現時点での農作物被害は少数ではあるが、今後急速に被害が拡大することが懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
ツキノワグマ	被害面積 0.60ha	被害面積 0.50ha
	被害額 1,050,000円	被害額 500,000円
鳥類（カワウ）	被害面積 0ha	被害面積 0ha
	被害額 0円	被害額 0円
鳥類（カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ）	被害面積 0ha	被害面積 0ha
	被害額 0円	被害額 0円
ニホンジカ	被害面積 0.13ha	被害面積 0.10ha
	被害額 20,000円	被害額 20,000円
ハクビシン	被害面積 0.20ha	被害面積 0.10ha
	被害額 202,000円	被害額 150,000円

イノシシ	被害面積	0ha	被害面積	0ha
	被害額	0円	被害額	0円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、実施隊員に有害鳥獣の捕獲等を依頼している。 ・有害捕獲に係るわな等の資材について猟友会へ町単独事業で補助を行っている。 ・冷凍保管庫を設置し、有害捕獲個体の処理負担軽減を行っている。 ・有害鳥獣捕獲等に報償を支払っている。 ・ニホンジカ、イノシシの有害捕獲報償費は、町単独事業加算により、16千円までかさ上げしている。 ・新規狩猟者に対する免許取得費補助を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化等による狩猟者の減少で、有害捕獲に係る隊員の確保が困難な状況である。 ・捕獲の担い手の育成が必要。
防護柵等の設置に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町単独事業による電気柵（簡易電気柵）の設置 ・町単独事業による追払い機器の無料貸付による追払いの実施及び生産者個人による簡易柵等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・金網等の防護柵を設置するには、地域が広大であり、効果的な設置が困難。また、その維持管理も財政的に非常に困難であることから、当町においては電気柵による効果的な防除を引き続き実施する必要がある。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物被害については、生産者の高齢化・担い手不足や猟友会会員の高齢化や後継者育成等の農業を取巻く諸問題の中で、引き続き、地域、関係団体が一体となった被害対策が必要である。

被害個所を地図上にプロットし、被害状況を把握したうえで、営農指導及び専門家による被害防止対策について、勉強会等を開催し、地域住民の知識・意識の向上を図り、鳥獣被害に強い地域づくりを推進する。

また、新岩手農協、小本川漁協、小本河川漁協、岩泉猟友会及び岩泉町森林組合との連携を深め、有害鳥獣の捕獲体制の整備に努め、生息状況調査を実施し、わな、電気柵、追払い機器等により、鳥獣の保護及び管理の調整を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町長が指示する対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる者として、岩泉猟友会から推薦を受けた53名を町の鳥獣被害対策実施隊隊員に任命し、迅速な対応にあたる。

なお、本実施隊隊員は、鳥獣被害防止特措法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置付ける。

このほか、鳥獣被害対策実施隊隊員が対応できない場合は、岩泉町鳥獣被害防止対策協議会の申請に基づき、岩泉猟友会に依頼し実施する。

また、散弾銃では至近距離からの射撃が必要であり、半矢などの可能性が高いため、ライフル銃を使用した捕獲も実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3 ~ 5	ツキノワグマ 鳥類（カワウ、カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ） ニホンジカ ハクビシン イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲資格取得者を育成・確保。 ・岩泉猟友会員、農協職員、農家等を対象とし有害鳥獣捕獲隊研修等へ派遣。 ・有害捕獲用のわなを導入（更新）する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、その年度ごとの被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整する。

なお、ツキノワグマについては、岩手県第4次ツキノワグマ管理計画に基づく年間捕獲上限数で定める捕獲頭数があることから、岩泉町単独での捕獲計画は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カワウ	100羽	100羽	100羽
カラス	300羽	300羽	300羽
スズメ	300羽	300羽	300羽
キジバト	300羽	300羽	300羽
カルガモ	50羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	300羽	300羽	300羽
ニホンジカ	1,000頭	1,000頭	1,000頭

ハクビシン	50 頭	50 頭	50 頭
イノシシ	19 頭	20 頭	20 頭

捕獲等の取組内容
主に農作業が始まり、対象鳥獣が出没、目撃される 3 月から 12 月にかけてわな及び銃器による捕獲を実施する。 また、ニホンジカ及びイノシシについては、通年で出没・目撃されるため、1 年を通じてわな及び銃器により町内全域で捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>【ライフル銃による捕獲等を実施する必要性】</p> <p>・有害鳥獣による農作物被害防止のため、侵入防止柵の設置や、わな及び銃器を利用した有害捕獲を実施しているが、ニホンジカ等の大型獣類に対し、半矢の防止と、遠距離からの捕獲による捕獲の精度の向上を図るため、ライフル銃の使用が必要である。</p> <p>【捕獲手段】</p> <p>ライフル銃による捕獲</p> <p>【捕獲者】</p> <p>岩泉町鳥獣被害対策実施隊員 53 名 (内、ライフル銃所持人数 10 名)</p> <p>【捕獲の実施予定時期】</p> <p>通年</p> <p>【捕獲予定場所】</p> <p>岩泉町内全域</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ	電気牧柵 8,000m (20ha)	電気牧柵 8,000m (20ha)	電気牧柵 8,000m (20ha)
ニホンジカ	侵入防止柵 4,000m (10ha)	侵入防止柵 4,000m (10ha)	侵入防止柵 4,000m (10ha)

--	--	--	--

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	ツキノワグマ 鳥類（カワウ、カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ） ニホンジカ ハクビシン イノシシ	・被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報紙により地域住民に周知する。 ・追払機械を無料で貸付け、効果的な設置により追払い活動を実施する。 ・地域の生産者及び猟友会と連携し、パトロール等追払い活動を実施する。 ・電気牧柵の普及を図るとともに、適切な設置について関係機関との連携により周知する。
4	ツキノワグマ 鳥類（カワウ、カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ） ニホンジカ ハクビシン イノシシ	・被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報紙により地域住民に周知する。 ・追払機械を無料で貸付け、効果的な設置により追払い活動を実施する。 ・地域の生産者及び猟友会と連携し、パトロール等追払い活動を実施する。 ・電気牧柵の普及を図るとともに、適切な設置について関係機関との連携により周知する。
5	ツキノワグマ 鳥類（カワウ、カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ） ニホンジカ ハクビシン イノシシ	・被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報紙により地域住民に周知する。 ・追払機械を無料で貸付け、効果的な設置により追払い活動を実施する。 ・地域の生産者及び猟友会と連携し、パトロール等追払い活動を実施する。 ・電気牧柵の普及を図るとともに、適切な設置について関係機関との連携により周知する。

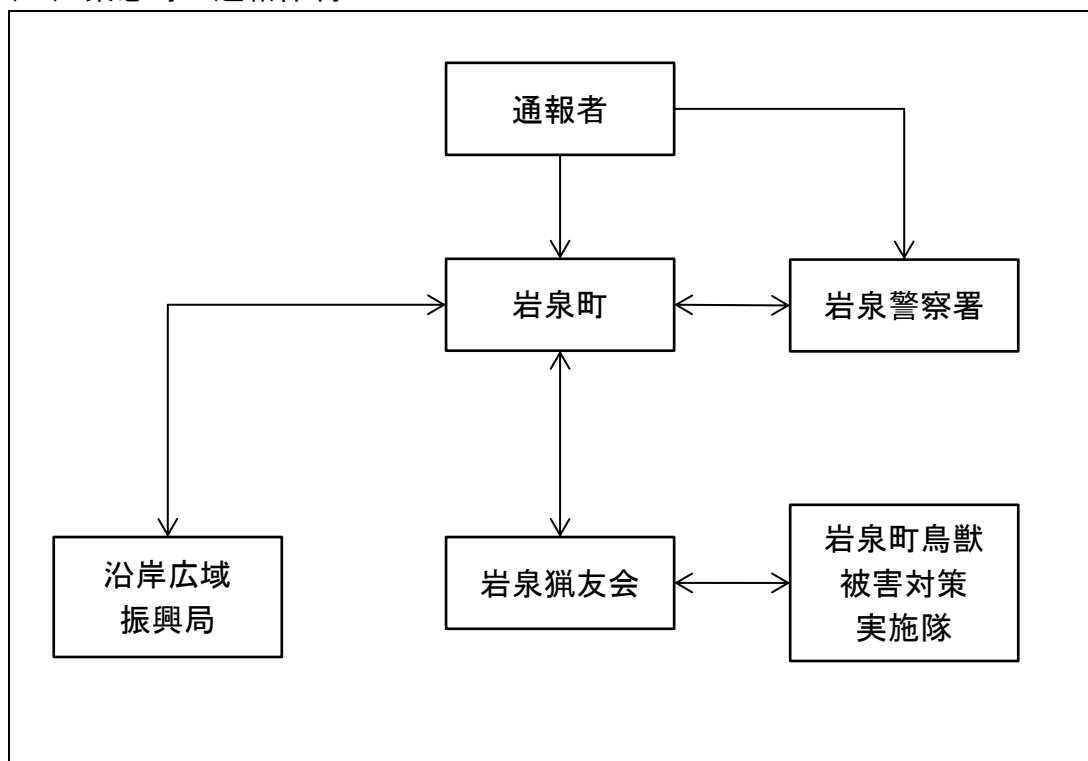
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩泉町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	有害鳥獣の追払行為等に関する助言及び指導を行う。
沿岸広域振興局 宮古農林振興センター	有害鳥獣被害防止に関する助言及

農業振興課	び指導を行う。
沿岸広域振興局 宮古農林振興センター 林務室岩泉林務出張所	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
宮古農業改良普及センター 岩泉普及サブセンター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター岩泉地区担当課	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
小本川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
小本河川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
岩泉町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
岩泉猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲及び追払いの実施を行う。
岩泉町鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止対策の指導及び普及有害鳥獣の捕獲等を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法は、県の「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基

づき、適切に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉として利用できるようにするため、年間50頭程度の処理を予定した獣肉加工処理施設の整備を検討する。ニホンジカ、ツキノワグマについては、基準値を超える放射性物質検出による出荷規制が県内全域にかけられており、出荷には放射性物質の全頭検査が必要とされるため、放射性物質検査の他、食肉衛生検査及び金属探知機により安全性の確保を図る。

また、獣皮をなめして地域資源として販売し、有効活用する事で地域の活性化を図る。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岩泉町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
岩泉町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター環境衛生課	有害鳥獣の追払行為等に関する助言及び指導を行う。
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター農業振興課	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
宮古農業改良普及センター 岩泉普及サブセンター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター岩泉地区担当課	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
小本川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
小本河川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
岩泉猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲及び追払いの実施を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県立大学総合政策学部	研修会の講師、被害防止対策指導等
岩手県環境保健研究センター	研修会の講師、個体数調整指導等
岩手県ツキノワグマ研究会	研修会の講師、被害防止対策指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和3年7月9日に鳥獣被害対策実施隊員53名を任命（任期2年）し、隊長1名、副隊長1名、班長6名が各地区に指名。構成員は全員が猟友会

員であり、第1種銃猟免許又はわな猟免許もしくは両免許を取得している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項